

取り扱い職種の範囲の明示

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。事業についてご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

記

求人者・求職者の皆さまへ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種

取り扱い地域の範囲：国内全域

手数料に関する事項

求職者の皆さまから、手数料は一切頂きません。当社の職業紹介の報酬は以下の通り、求人者および関係雇用主より申し受けます。

【届出制手数料にかかる手数料表】

※以下手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※関係雇用主とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主または雇用主であった者とします。

サービスの種類及び内容	手数料の額	負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後の年間賃金の総額（諸手当等を含む、内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%または、10,000,000円 ※期間の定めのある雇用契約の紹介の場合は、当該求職者の就職後の月額賃金総額（諸手当等を含む、内定通知書や労働条件通知書等に記載されている月額）×12箇月分の100%または、10,000,000円 成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。	求人者
求人の充足を容易にする為の求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後の年間賃金の総額（諸手当等を含む、内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%または、10,000,000円 ※期間の定めのある雇用契約の紹介の場合は、当該求職者の就職後の月額賃金の総額（諸手当等を含む、内定通知書や労働条件通知書等に記載されている月額）×12箇月分の100%または、10,000,000円 成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。	求人者
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金：一求人当り 2,000,000円 活動一日当り：50,000円 成功報酬：職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後の年間賃金の総額（諸手当等を含む、内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%または、10,000,000円 ※期間の定めのある雇用契約の紹介の場合は、当該求職者の就職後の月額賃金の総額（諸手当等を含む、内定通知書や労働条件通知書等に記載されている月額）×12箇月分の100%または、10,000,000円 着手金、活動費、成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。	求人者

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金：対象者一人当たり 2,000,000円 相談・助言終了時報酬：対象者一人当たり 2,000,000円 成功報酬：職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後の年間賃金の総額（諸手当等を含む、内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の100%または、10,000,000円 ※期間の定めのある雇用契約の紹介の場合は、当該求職者の就職後の月額賃金の総額（諸手当等を含む、内定通知書や労働条件通知書等に記載されている月額）×12箇月分の100%または、10,000,000円 着手金、相談・助言終了時報酬、成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に関係雇用主と契約書等にて定める手数料を適用します。	関係雇用主
-----------------------------	--	-------

返戻金制度
求職者が入社後、自己都合による退職もしくは求職者の責による解雇となった場合、求人者より受領した報酬の一部を返金する制度です。 1. 入社日から1箇月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の80% 2. 入社日から1箇月超3箇月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の50% 3. 入社日から3箇月超6箇月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の5%

お問合せ先に関して

人材紹介事業運営に際してお問い合わせは以下の通りとなります。

■ 株式会社シンシア・ハート

〒1050012 東京都港区芝大門2-2-1 ACN芝大門ビル6階

代表電話：050-6868-2880

E-mail：agent@sin-hear.com

以上